

- (備考) ① 価格は中国元を基準として、見積り時の為替レートで日本円に換算し、ご確認頂いた上で、請負金額を確定させていただきます。  
 ② 案件内容の難易度により価格は上下します。表示されている価格はあくまで目安であるとお考えください。  
 ③ 案件内容をお伺いした後、弊社より提案書並びに見積書を提出いたします。

(税別)

知財保護関連業務		(レート)RMB/US\$	(レート)US\$/JYP
		6.5	110
A. 模倣品対策		[基準]	[参考]
		US\$	日本円 (JPN)
① 調査	模倣品製造、卸業者が特定されている場合 (1件あたり)		
	① 提供された情報に基づく調査、報告	4,310	474,100
	② 提供された情報に基づいた調査をしたが発見できなかった場合	2,770	304,700
	模倣品製造、卸業者が特定されていない場合		
	① 製造業者を特定した場合 (1件目)	4,930	542,300
	卸業者を特定した場合 (1件目)	3,700	407,000
	② 製造業者の特定 (2件目以降) ※ ①×80%	3,940	433,400
	卸業者の特定 (2件目以降) ※ ①×80%	2,960	325,600
	③ 製造業者や卸業者を1件も特定できなかった場合	0	0
	展示会における模倣品の調査(1展示会あたり) (備考①)		
	① 展示会調査	4,930	542,300
(備考)	広州交易貿易会などの大型展示会において、クライアントとの事前協議で定めた調査活動を行います。展示会で出品されている模倣品の状況から、競合他社のビジネス状況まで調査できます。		
② 公証	証拠保全のための公証 (1件あたり)		
	① ウェブサイト公証	1,850	203,500
	② 公証購買 ※ 公証のため購入した商品の実費は別途請求	3,390	372,900
③ 摘発	行政摘発 (1件あたり)		
	① 摘発が成功した場合	3,700	407,000
	② 摘発が失敗した場合	1,330	146,300
	刑事摘発 (1件あたり)		
	① 外地の公安を活用して刑事告発を行う為の事前協議費用	8,000	880,000
	② 外地公安を活用して模倣品工場を摘発する ※ 模倣品工場の責任者を勾留した後、費用請求する	16,160	1,777,600
	③ 公安から検察院へ移送	3,390	372,900
	④ 起訴、刑事事件裁判の判決後	3,390	372,900
(備考)	提供された情報に基づき、調査→公証→刑事摘発まで行った場合、226,000円。ジェトロの「模倣品対策支援」を受けた場合、その2/3が助成されます。(→75,000円)		
④ その他	インターネット上の店舗調査 (1件あたり)		
	① インターネット上での模倣品販売が対象	3,080	338,800
	インターネット上の模倣品取扱業者のサイトを削除させる (1件あたり)		
	① サイト運営者への通知等によりサイトを削除	470	51,700
	税関における模倣品の調査、及び差し止め		
	① 税関登録 (登録までの業務、1件あたり) ※ホワイトリスト登録は取引先企業1社につき470円	770	84,700
	② 税関登録 (登録後の業務 (税関が発見して差し止、QCAC対応) 1件あたり 最低額) ※ 証拠保全、鑑定証明等の費用を含みます。	4,620	508,200
	③ 税関登録 (登録後の業務 (請求による差し止) 1件あたり、1万米ドル) ※ 調査-工場特定-輸出情報把握-税関に連絡	10,310	1,134,100
	④ 輸入先差し止 海外の税関からの情報で中国の模倣品工場特定。逆調査 (1件あたり 最低額)	30,770	3,384,700

お気軽にお問い合わせください 03-6206-1723 / mail : official@qcac.co.jp



<お支払いについて>

弊社では、ご依頼案件ごとの個別のお見積もりを提示し、案件着手時に頭金として価格の30-50%を頂いておりますので予めご了承下さい。(案件により一括でのご請求の場合もあり) 上記費用に加えて業務管理手数料を15%頂戴します。